

國學院大學學術情報リポジトリ

論説 生物多様性をめぐる国際条約の動向：
ワシントン条約、生物多様性条約に見る論点など

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 雄一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001667

國學院大學経済学研究 第48輯

〈論 説〉

生物多様性をめぐる国際条約の動向 ～ワシントン条約、生物多様性条約に見る論点など～

高 橋 雄 一

目 次

はじめに	2
1. 持続可能な利用の議論と論点	
—第17回ワシントン条約締約国会議を中心に—	3
1-1. 持続可能な利用をめぐる議論の概要	3
1-2. 野生動物の食肉（ブッシュミート）利用	6
1-3. ワシントン条約第17回締約国会議（CITES-CoP17）に おける主な論点	7
2. ワシントン条約をめぐる動き	11
2-1. ワシントン条約成立の背景	11
2-2. ワシントン条約と国内法の概要	13
2-3. ワシントン条約のこれまでの経緯	14
3. 生物多様性条約をめぐる動き	16
3-1. 生物多様性条約成立の背景	18
3-2. 生物多様性条約のこれまでの経緯	20
4. 2つの条約をめぐる課題	24
おわりに	26

キーワード ワシントン条約（CITES） 生物多様性条約（CBD）
 持続可能な利用 アデイスアババ原則およびガイドライン
 野生動物の食肉（ブッシュミート）

【要 旨】

環境に関する条約がいくつもあるなかで、各環境条約が環境問題を解決するに当たり、条約同士で被る個所もでてきていると考えられる。本研究では、生物多様性と関係の深い環境条約であり、環境条約でも成功しているといわれるワシントン条約 (CITES) と生態系の保全に関する分野の条約の間を補完する枠組み条約である生物多様性条約 (CBD) に焦点を当てている。締約国会議の文書等にも使用される「持続可能な利用」に関して、生物多様性条約では「アディスアベバ原則およびガイドライン」で定義されている。一方でワシントン条約では定義がない。ワシントン条約第17回締約国会議を通して、持続可能な利用という言葉が会議でどのように使用されていたのか。また持続可能な利用と関係がある野生動物の食肉 (ブッシュミート) 利用の分野では2つの条約が関係し、条約間連携を行っているのかを考察している。

はじめに

地球上には、人間以外の生態系のいとなみに人間が肉眼で確認できる生き物だけでなく、確認できない生き物が何百万種ともいわれるほど存在しており、それぞれの生物種が連関していることで、さまざまな生態系が保たれている。生態系の一種が欠けただけでも、生態系にきわめて大きな影響を及ぼす可能性もあり、生物多様性と生物種の保全は環境の保全にとってきわめて重要な課題である。それらの課題を解決するために、条約や法律が制定され、さまざまなレベルで実施され、環境保全のための取組みが行われている。

この問題に大きくかかわるものが、ワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、1973年採択）と生物多様性条約（生物の多様性に関する条約、1992年採択）である。ワシントン条約には、野生動植物の国際取引を規制し、野生動植物の保護をはかる目的がある。一方、生物多様性条約には、生物多様性の保全、生物多様性の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分の目的がある。い

ずれの条約も生物多様性、環境問題解決に関するものであり、相互に関連があり、近年は積極的な連携がみられ、締約国会議の議題で連携する事項等についても議論され、締約国会議の決定や決議等に反映されている。

2016年9月24日～10月4日に南アフリカのヨハネスブルグで、第17回ワシントン条約締約国会議が開催された。同会議では、近年キーワードになってきた「持続可能な利用」に関する議題が議論され、野生動植物の利用などに関わる課題が大きな話題になった（筆者はNGOの一員として同会議に参加）。野生動植物の利用は、絶滅危惧種を単に保護するだけでなく、実生活上で食肉として活用したり、狩猟したりすることなどを指す。生物多様性の保全や環境保全を図りながら、このような実生活で利用していくには、多方面からの調整が必要である。

本研究では、まず、第17回ワシントン条約締約国会議における「持続可能な利用」に関して、どのような議論が行われたかを明らかにし、次に、これまでにワシントン条約及び生物多様性条約それぞれが果たしてきた役割、相互の関連、これまでの締約国会議での論点などを整理して課題を抽出し、今後の展望を見出すための考察としたい。

1. 持続可能な利用の議論と論点

－第17回ワシントン条約締約国会議を中心に－

1-1. 持続可能な利用をめぐる議論の概要

1987年に環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）が公表した報告書『我ら共有の未来（Our Common Future）』の中で「持続可能な開発」という概念が用いられ、その内容は「将来の世代の欲求を満たしつつ、現在の世代の欲求も満足させるような開発」としている。1992年に開催された「環境と開発に関する国連会議（United Nations Conference on Environment and Development：以下、UNCEDと略す）」は、「持続可能な開発」という理念のもとに環境と開発の両立を目指していた。その時に署名開放され、生物多様性条約（Convention on Biological Diversity：以下、

CBDと略す)の目的の中で、「持続可能な利用」という言葉が使われている。

またワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約: Convention on International Trade in Endangered Species of wild fauna and flora: 以下、CITESと略す)においても、「持続可能な利用」という言葉はキーワードとなっている。だが、その言葉の中身というものについて見てみると、さまざまな持続可能な利用が含まれている。

環境省の「自然資源の持続可能な利用・管理に関する手法例集」では、以下のような十の手法が記載されている。①複合的・複層的土地利用の導入による機能的な資源循環システムの確保に関する手法、②生物や生態系機能の保全に配慮した農林水産業の導入に関する手法、③植物を利用した生態系サービスの多面的機能の有効活用に関する手法、④伝統文化・技術による地域産業創出・地域活性化に関する手法、⑤地域の自然資源の復元産力の範囲内で行われるバイオマス利活用に関する手法、⑥森林の共同管理・利用及び参加者への利益分配の仕組みに関する手法、⑦生態系の文化的サービスによる利益の自然資源管理への還元に関する手法、⑧農業者と消費者の関係づくりによる農業活性化と農地保全に関する手法、⑨漁業者や水利用者による上流部の森林の保全・管理に関する手法、⑩生物多様性に対する企業の社会的責任を自然資源の維持管理へ導入する仕組みに関する手法、というようにきわめて広範囲に分類されている。このように「持続可能な利用」という言葉には、さまざまな手法があり、多様な意味が付与されている。

持続可能な利用に関して、CBDでは第7回生物多様性条約締約国会議(CBD-COP7⁽¹⁾) (2004年)で「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスマバ原則並びにガイドライン⁽²⁾」が決定された。それは、相互に依存する14項目の行動原則、運用ガイドライン、それらを実施するための2~3の法律文書で構成されている。そして、そのような利用の持続可能性を保証するために、生物多様性の構成要素の利用を統治することが求められている。

「生物多様性の持続可能な利用に関するアディスマバ原則並びにガイドライン」(2004年)では、生物多様性構成要素の利用が生物多様性の長期的

衰退を引き起こさないよう保証する方法に関し、政府、資源の管理者、先住民並びに地元の共同体、民間部門、その他の利害関係者を補助するための枠組みを提供している。またこの原則は全般的に関連性を持つよう意図しているが、すべての原則がすべての状況に同等に適用されるわけではなく、また同等の厳格さで適用されるわけでもない。それらの適用は、利用される生物多様性、それらが利用される条件、利用が起きる制度的並びに文化的背景によって変化するということが考慮されている。

CITES では、「持続可能な利用」を定義していないが、「生物多様性の持続可能な利用に関するアデイスアベバ原則並びにガイドライン」の中で次のように示されている。すなわち、CITES に全般的に関連する要素は、CITES の文言中にすでに潜在するか、もしくは CITES が行っていることがより促進されるとしている。例えば、原則 1、2、4、7、9、12 のそれらの要素は、附属書 II の輸出について有害でないと判定するためのチェックリストに取り入れられている。しかし、ワシントン条約の意思決定プロセス、特に、有害でないとという判定に関し、原則並びにガイドラインが常に即座に適用できるとは限らないことは明らかである。その点については植物委員会と動物委員会の共同会議で発表されている。そのため、CITES ではアデイスアベバ原則並びにガイドラインについては、多年の間に策定されてきたものであり、広い国際的支持を得ており、地球規模の重要性を持つものであることをふまえつつ、原則全部が CITES と関連性を持つわけではないとの認識がされた。その点は、CITES の中のということが動物ならびに植物委員会の勧告としてなされている。

このように CITES における持続可能な利用というのは明確には定義されていないため、各国での認識は自国の解釈によってさまざまな意見が反映されており、複雑化した状況がおきている。そうした点で、具体的に問題となっているテーマとして野生動物の食肉利用（ブッシュミート）の問題がある。以下では、その点に関連した論点についてみていきたい。

1-2. 野生動物の食肉（ブッシュミート）利用

ブッシュミートの定義は、家畜化されてない陸上の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類の食料として狩猟されるものであり、昆虫、甲殻類、地虫、軟体動物と魚は除いている。無脊椎動物は地域によっては重要な食糧であるものの、人間によって消費されるのは陸上の野生動物の生物量の多数をしめている大部分の脊椎動物である。^③

野生動物の食肉は、アフリカの先住民民族・地域社会ではおもな食糧である。だが、近年の人口増加やハンティング対象とされた結果として、食肉利用された野生動物は減少しており絶滅が危惧されている。

CITES では、CITES-CoP11（2000年）で CITES ブッシュミート作業部会の設立が決められ、ブッシュミートの決議（Resolution Conf. 13.11）が CITES-CoP13（2004年）で採択されている。一方、CBD では、ブッシュミートについての決定が CBD-COP10（2010年）で「生物多様性の持続可能な利用」（Decision X/32）、CBD-COP11（2012年）、CBD-COP12（2014年）で「生物多様性の持続可能な利用：ブッシュミートと持続可能な野生生物管理」（Decision XI/25、Decision XII/18）があり、CITES-CoP17でもブッシュミートの議題について話し合いが行われ、決議13.11が改正された。

CBD のブッシュミートに関するリエゾングループ（Liaison Group on Bushmeat）が2009年10月に会議を行い、2011年6月には CBD ブッシュミートに関するリエゾングループと CITES 中央アフリカブッシュミート作業部会と一緒に会議を行っている。

CITES の決議13.11では、ブッシュミートの密猟と違法取引がゴリラ、チンパンジー、ゾウ、クロコダイルなどの野生生物種の存続を脅かすものとして認識するとし、さらにブッシュミートの違法取引が貧困で食糧不足の地域コミュニティが動物性たんぱく源としてブッシュミートを利用していること、生物多様性を維持することの主な脅威としてブッシュミートの危機ということも考慮することとしている。また森林のことにも触れており、林業開発および自然資源の利用の潜在的な悪影響も考慮しなくてはいけないとして

いる。

さらには、欧州議会の決議で野生生物種の生存の主な脅威であり、森林地域で生活し、日常食としてブッシュミートに依存している地域共同体の食糧保障の脅威としても野生生物の搾取、ブッシュミートの違法取引は持続不可能であるとみなしていることが提起されている。すなわち附属書掲載種も含め多くの種がブッシュミートとして取引されるがCITESでは規制がされていない種も関与することに留意し、ブッシュミートの無規制の取引並びに消費が人の健康に危険をもたらすおそれがあることを憂慮すると書かれている⁽⁴⁾。

CBDでは、野生動物の食肉利用に関しては認めているものの、需要を減退させる方向に向かわせる広報をするような決定がなされている。その背景には、CITES 掲載種の生息数の減少と伝統的な利用に対する配慮が見て取れる。いずれにしても実際の状況は、各国や地域ごとの置かれている環境や社会状況によって複雑な背景が隠れていることが予想されることから、この論点の動向に関しては継続的に精査していく必要があると思われる。

1-3. ワシントン条約第17回締約国会議 (CITES-CoP17) に おける主な論点

CITES-CoP17は2016年9月24日～10月4日、南アフリカのヨハネスブルグで開催された。CITES-CoP17で注目された附属書改正掲載の提案には、ナミビアとジンバブエのアフリカゾウの注釈⁽⁵⁾を外す提案があり、一方で現在は一部の個体群が附属書Ⅱになっているアフリカゾウすべてを附属書Ⅰへ格上げする提案があった。また日本では、ペットとして輸入されているアフリカに生息するヨウムが、附属書ⅡからⅠへ改正するなど62の附属書改正提案がされた。また附属書改正提案以外の議題では、象牙の国内市場閉鎖やウナギ属の保全と取引などの87の議題があげられた。

象牙に関する議論は、CITES-CoP12ではボツワナ、ナミビア、南アフリカの象牙の一回限りの取引が承認されることになり、2007年に開催された

CITES-CoP14では先に承認されていた象牙に加えて、南部アフリカ4か国政府所有のアフリカゾウの象牙在庫の取引の追加承認がなされた。また同時に、取引の日から9年間の象牙取引を停止する決議がされた。この決定に基づいて、2008年に象牙の国際取引向けの競売が行われ、2009年には日本と中国に輸入されている。

そのため、CITES-CoP17で象牙取引の決定をめぐっては、アフリカゾウの適正な保全と管理をしていると主張する南アフリカ、ナミビア、ジンバブエなどの象牙を輸出したい国と、日本などの輸入象牙などを適正に管理しており需要のあるといわれる国などは、国内市場閉鎖に対して反対にまわるなどの動きが起きている。委員会では、意見が分かれたために、関係各国をはじめNGOが参加した作業部会が設置され、文書が作成され採択された。

象牙の国内市場閉鎖については、2015年9月に中国の習近平国家主席とアメリカのバラク・オバマ大統領の共同声明の中で、象牙の国内取引禁止を発表したことなども影響して、議論は盛り上がりを見せた。CITESにおいて、ゾウに関する議論というのは、これまで長く続けられてきているテーマである。CITES-CoP17では、アフリカゾウ連合がNGOとも密に連絡を取り合い、ゾウが生息しているアフリカ諸国からもゾウの減少に対してつよい危機感というものが感じられた。CITESでは長年、自国内のゾウが増加していると主張する国と、自国内のゾウが減少しているので保護しなくてはならないという意見が対立している。

そのような状況の中で、法的拘束力はないものの今回の会議で、象牙の国内市場閉鎖が採択されたことは大きな意味がある。この採択された文書の解釈によるが、現在、象牙の国内取引を行っている国は、どのような対応を取るのかは注視していく必要がある。CITES-CoP17では、CITES-CoP14で一度限りの象牙取引が承認された南部アフリカ4か国の1国でもあり、野生のアフリカゾウの生息数が最も多い国のボツワナが「象牙取引禁止」へと方針転換をしたことは大きな転換である。

ウナギ属の保全と取引についての議題では、ヨーロッパウナギがCITES-

CoP14（2007年）で附属書Ⅱに掲載され、2011年以降は全EU加盟国で同種の輸出割当量を0にしている。一方で、他のウナギ属の需要増加や、北アフリカから輸出されるヨーロッパウナギの稚魚も増加している。そのため、CITES-CoP17では、附属書に掲載されているウナギ属以外にも、調査して動物委員会で状況を検討することとしている。日本はウナギの大量消費国であり、稚魚を輸入して養殖していることから、関連の動向によっては大きな影響を被ることが予想される。各国の調査報告にもよるが、次回のCITES-CoP18（2019年予定）においては、ウナギ属が附属書提案される可能性は大いにある。

象牙の国内市場閉鎖、アフリカゾウの附属書改正提案、スワジランドのシロサイの附属書Ⅱ掲載における既存の注釈変更等の議論が行われる中で、南部アフリカの国々は、象牙、犀角等の取引をすることで得た収益を地域の保護活動等に充てるということで、持続可能な利用ができるとの主張で取引の必要性を訴えていた。だが、こうした主張もしだいに取引ではなく観光等で持続可能な利用という考えに移行する国が増えてきている。現状では、ゾウやサイなどの場合は、密猟者による治安の悪化ということもあり、国内市場を閉鎖することで需要をなくそうという方向へ向かっている。

農村コミュニティ委員会設立の議題（CoP17 Doc.13）は、ナミビア、タンザニア、ザンビア、ジンバブエによって提出された。農村コミュニティ委員会の役割は、締約国に指導や助言を行うことや、野生生物取引に関する課題に対して、先住民族や地域コミュニティについてのCITESの決定がもたらす社会的影響を評価するなどが、提案文書には記載されている。CITESの決定とは、締約国会議の附属書改正、ドラフト決定書、決議などが含まれている。農村コミュニティ委員会については、決議16.6のCITESと生計（livelihood）の中に同じような役割を担うこともあるために、事務局は消極的な立場であった。結果的には、CITES-CoP17では委員会設立に関しては決議されなかったものの、次のCITES-CoP18までの間に開かれる常設委員会で検討される議題となっている。

CITES-CoP17では、持続可能な利用と地域社会という議論が他の議題でもでており、今後とも CITES の議論では重要なキーワードであると考えられる。



写真 1. CITES-CoP17会場内の様子（筆者撮影）

2. ワシントン条約をめぐる動き

2-1. ワシントン条約成立の背景

以下では、一般にワシントン条約とも言われている CITES 成立の歴史とともに、その具体的な内容を見ていくことにしよう。

人間は生態系からのさまざまな恩恵を受けているが、それを過剰に利用することで野生生物種の絶滅を招いている。特に経済活動が活発になればなるほど、それが顕著に表れている。野生生物種の絶滅には、野生生物種それ自体の過剰利用や、野生生物種が生息している環境の破壊等があげられ、生息環境の破壊には人口増による生息地への人間の進出、自然資源の過剰利用による生息地の破壊等がある。世界の交通の利便性が高まることで、貿易が活発に行われるようになり、野生生物種の国際的な移動も増えていった。

そうした中において、野生生物種の利用は生息国のみならず、他の国でも利用されるようになった。野生生物の利用には、食料としての利用、楽器などとしての利用、ペットとしての利用等がある。このような状況の中で1963年にケニアのナイロビで開催された国際自然保護連合（International Union for Conservation of Nature: 以下 IUCN と略す）の総会で、「希少または絶滅危惧の野生生物種あるいはその皮とトロフィーの輸出・輸送・輸入の規制に関する国際条約」を制定することを求める決議が採択された。その後、1972年にストックホルムで開催された「国連人間環境会議（United Nation Conference on the Human Environment）」において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図るため、野生動植物の輸出入等に関する条約採択会議の早期開催が勧告された。これを受け、1973年にアメリカ合衆国のワシントン D.C. で81か国が参加して「野生動植物の特定の種の国際取引に関する条約採択のための全権会議」が開催され、同年3月にワシントン D.C で CITES が採択されたのだった。条約が採択された地名から、この条約は一般にワシントン条約とも呼ばれている。CITES は、1975年4月2日に発効条件を満たし、同年7月1日から効力が生じている。日本は1975年4月30日に署名を行っていたものの、発効は1980年11月4日である。現在、CITES

の締約国・地域数は182か国・地域（2016年4月1日現在）である。

CITESの目的は、野生動植物の国際取引の規制を輸出国と輸入国とが協力して実施することにより、採取・捕獲を抑制して絶滅のおそれのある野生動植物の保護をはかることである。

CITESには、常設委員会、動物委員会、植物委員会、学名委員会の各種委員会がある。常設委員会は締約国会議と締約国会議の間の条約運営を行っている。動物委員会、植物委員会は附属書掲載種に対する条約の運用等を検討している。学名委員会は、附属書に掲載される種名はラテン語で学名表記がされており、学説等の進展等により学名が変更されることがあり、附属書の適正な学名表記に関する勧告を行っている。

附属書改正の提案は、締約国会議で行われる。附属書はⅠ～Ⅲにより取り扱いが異なる。附属書Ⅰに掲載された種は、商業取引が原則禁止となり、附属書ⅡもしくはⅢは、商業取引が可能であるものの、例外規定もある。附属書掲載種は、動物が約5,600種、植物が約30,000種である。附属書Ⅰ、Ⅱに掲載するもしくは掲載から外すためには締約国会議で採択される必要がある。

条約の規定により、締約国は、「許可書及び証明書を発給する権限を有する」管理当局と「種の保護の観点から許可書等の発給に関して管理当局に助言する」科学当局を指定することが義務付けられている。日本の管理当局は、海からの持ち込みを除く（一般的な輸出入）については経済産業省、海からの持ち込みについては農林水産省である。一方、科学当局は、海棲哺乳類、魚類等の水棲動物及び植物は農林水産省、その他の動物は環境省である。

CITESの規制の対象は附属書に掲載されている動植物の生体のみならず、はく製等も含まれる。さらには附属書掲載種の部位が用いられている派生物も対象となっている。

CITESの締約国は、各国で国内法を整備する必要があり、また条約事務局から求められた報告書を提出しない国との取引を他国が行わないように締約国に求めることがあり、種によっては各国に割当量がある場合もあり、CITESは一定の成果をあげているといえる。

2-2. ワシントン条約と国内法の概要

CITESに関わる法律には、外国為替及び外国貿易法（以下：外為法）、関税法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下：種の保存法）がある。

外為法と関税法は、CITESでは附属書Ⅰ～Ⅲ掲載種が対象である。外為法では輸出入許可手続きに関して定めており、関税法では、貨物を輸入しようとする者は、品名、数量、価格その他必要な事項を税関長に申告し、検査を経て、許可を得なければならないとしている。それらに違反した場合は、外為法では無承認輸入として500万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役、関税法では無許可輸入として500万円以下の罰金もしくは5年以下の懲役となっている。

種の保存法は、取引目的の捕獲や譲渡、生息地の開発・劣化等、人間の影響によって絶滅のおそれが生じている国内外の野生生物種について、その保護や対策をするための法律である。国際希少野生動植物種として、CITESの附属書Ⅰ掲載種と二国間渡り鳥等保護条約（協定）通報種が対象となる。譲渡し等の禁止（12条）、輸出入時の承認の義務付け（15条第2項）、販売目的の陳列の禁止（17条）であるが、譲渡し等の禁止には例外措置が取られている。

例外措置とは、環境大臣（又は登録機関）の「登録」を受けた場合（第12条第1項第5号）、もしくは象牙等で全形を保持しないものを譲渡する場合（第12条第1項第3号）である。このようにCITESに関わる種に関しては、輸出入するにあたり手続きを怠ると罰則対象となる。違反した場合は、5年以下の懲役又は100万以下の罰金。さらに法人の場合は1億円以下の罰金となっている。

取引規制について国内法の規制のみならず、CITESでは各国に割当量がある種もある。だが、附属書Ⅱ掲載種について、日本国内では一度国内に流通してしまった場合、現在の種の保存法では網羅することができないために、生息国で捕獲禁止の種なども流通しているという問題がある。

種の保存法では、附属書 I 掲載種を取引きするためには登録を行わなくてはならない。申請手続きを行うことによって、登録票が交付されるという仕組みである。また生体の場合、死亡後に登録票の返納を行う必要がある。だが、登録票を返納せずとも、登録票に記載されている事項に該当する他の個体に使いまわせる可能性がある。そのため、密輸されてきた種の場合等であっても、結果的には登録がされていることになる。など、現行法では不十分な点がある。

2-3. ワシントン条約のこれまでの経緯

CITES で用いられている附属書 I および II の改正基準は、CITES-CoP1の時に採択された。CITES-CoP8では、附属書 I および II の改正のための新しい基準を常設委員会で作成することが採択され、CITES-CoP9で新しい附属書 I および II の改正基準（決議9.24）が採択された。この新基準は CITES-CoP12前に全面的に再検討するよう検討が行われ、CITES-CoP16までに訂正、修正が行われ、CITES-CoP17でも決議9.24（CoP16で改正）が修正されている。

CITES では、ゾウに関する事案は CITES が発効した時から長年議論がされてきたテーマであり、大きな関心を集めてきた。アジアゾウは、CITES が発効した1975年から附属書 I に掲載されており、現在に至るまで附属書 I のままである。アフリカゾウは、CITES-CoP1で全個体群が附属書 II に掲載され、CITES-CoP5では輸出割当制度が導入され、CITES-CoP6ではそれが強化された。輸出割当制度が強化される一方で、アフリカゾウの密猟と違法取引が横行していたために CITES-CoP7で全個体群が附属書 I に掲載された。CITES-CoP10でボツワナ、ナミビア、ジンバブエの個体群が、CITES-CoP11で南アフリカの個体群が、注釈付で附属書 II へ格下げされたままになっている。

CITES-CoP8では、「野生生物取引の利点の認識」（決議8.3）が採択されたが、この点に関して注目したい。その後、CITES-CoP13で改正され、決定

14.19および第61回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正されて、現在は決議8.3 (CoP13で改正) となっている。

決議8.3では、①消費的か非消費的かを問わず、野生動植物の持続可能な利用は、経済的に競争力を持つ土地利用の方法を提供すること、②保護計画が現地の人々のニーズに配慮し、野生動植物の持続可能な利用を進めるためのインセンティブを提供しない限り、別の形態の土地利用への転換が起こる可能性があることを意識し、過剰利用が野生動植物の保護に悪影響を及ぼすこと、③種の合法取引が分布域のいかなる場所でも、違法取引の増加という結果をもたらしてはいけないこと、④合法利用から得られる利益が、違法取引防止のための野生動植物の管理を支える資金とインセンティブとなり得ること、この①～④を認識し、美的、科学的、文化的、レクリエーション的、その他、概して非消費的な野生動植物の利用もきわめて重要であることを認め、その存続に取引が悪影響を及ぼす多くの種が存在することを認識する。条約締約国会議は、商業取引が当該種の存在に対して悪影響を及ぼさない程度に行われた場合、それは種と生態系の保護または現地住民の発展に利益をもたらす可能性があることを認める。かつ CITES 掲載に関する決定の実施において貧困層の生計に対する潜在的影響を考慮に入れるべきであることを認識する。⁶⁾

以上のような内容が決議されたのだった。この決議の内容をみると、適正に保全し、利用することで、経済的利益が発生し、地域にも還元されることが認識されるようになった動きが読み取れることから、保全とともに持続的利用の認識が広がってきたと考えられる。

表1は、外務省のHPで紹介されている第1回から第15回をまとめたものである。この主要議題・決議等から、日本はアフリカゾウ（象牙利用について）、海洋種等について関心が高いと見てとることができる。

表 1. ワシントン条約年表

回	主要議題・決議等
第 1 回	(1976年 スイス) 附属書掲載基準に関するベルン・クライテリアの採択
第 2 回	(1979年 コスタリカ) ワシントン条約と IWC との関係決議
第 3 回	(1981年 インド) 許可書・証明書の標準化、象牙の取引決議
第 4 回	(1983年 ボツワナ) 附属書 I 掲載種の飼育繁殖決議、「条約適用以前の取得」の解釈決議
第 5 回	(1985年 アルゼンチン) 「主として商業目的」の定義決議
第 6 回	(1987年 カナダ) 常設委、動物委、植物委等の設置、象牙の取引に関する決議
第 7 回	(1989年 スイス) アフリカゾウの附属書・移行 (南部アフリカ諸国は反対した)
第 8 回	(1992年 日本) 南部アフリカ諸国のアフリカゾウ附属書Ⅱへの移行案否決
第 9 回	(1994年 米国) 南部アフリカ諸国のアフリカゾウ附属書Ⅱへの移行案否決、条約のレビューの外部コンサルタントへの委託決定、附属書掲載基準に関する新クライテリア
第 10 回	(1997年 ジンバブエ) ボツワナ、ナミビア、ジンバブエのアフリカゾウ附属書Ⅱへの移行提案採択、我が国等の鯨類附属書Ⅱへの移行提案に約半数の支持
第 11 回	(2000年、ケニア) 南アのアフリカゾウ附属書Ⅱへの移行提案採択、我が国等の鯨類附属書Ⅱへの移行提案に支持減少、サメ類の附属書提案否決
第 12 回	(2002年、チリ) ボツワナ、ナミビア、南アのアフリカゾウの象牙の在庫の1回限りの輸出の条件付承認。我が国の鯨類2種 (ミンククジラ、ニタリクジラ) の附属書Ⅱへの移行提案否決。サメ類の附属書提案可決。

第13回	(2004年、タイ) 我が国の鯨類1種(北半球ミンククジラ)の附属書Ⅱへの移行提案及びIWC 関連決議提案可決。我が国常設委員会新アジア地域代表に選出。
第14回	(2007年、オランダ) 第12回締約国会議にて承認された象牙と合わせ、南部アフリカ4カ国政府所有のアフリカゾウの象牙在庫の取引の追加承認及び右取引の日から9年間の象牙取引を停止決議。わが国による科学的調査に基づく附属書Ⅰ掲載種の附属書掲載見直し提案否決。ヨーロッパウナギの附属書Ⅱ掲載提案可決。遵守ガイドライン採択。
第15回	(2010年、カタル) 大西洋クロマグロの附属書Ⅰ掲載提案否決。サメ類、宝石サンゴの附属書Ⅱ掲載提案否決。アフリカゾウの附属書ⅠからⅡへのダウンリスト及び1回限りの象牙取引に係る提案、及び、ケニアほか7カ国によるアフリカゾウの9年間の取引禁止提案いずれも否決。
第16回	(2013年、タイ) 秘密投票に関する手続き規則の改正提案否決。リュウキュウヤマガメを含むアジア産イシガメ科15種を附属書Ⅱ掲載提案可決。ヨゴレ、シュモクザメ3種、ニシネズミザメ及びマンタ類が附属書Ⅱ掲載提案可決
第17回	(2016年、南アフリカ) 象牙の国内市場閉鎖可決。ナミビア、ジンバブエのアフリカゾウの注釈提案否決、一部個体群のアフリカゾウの附属書改正提案否決、クロトガリザメ、オナガザメ属全種、イトマキエイ属の附属書掲載案可決。

(外務省(2016/10/20)を基に筆者加筆)

3. 生物多様性条約をめぐる動き

3-1. 生物多様性条約成立の背景

生物多様性条約は1992年に採択されたが、そこまでに至る経緯をみていこう。

生物多様性保全のための国際的な条約の原型となる協定原案は、もともとは1984年にIUCN（国際自然保護連合）が作成していた。それには、国際条約で保護すべき種や生態系などを特定するリストを作成し、その地域内で乱開発や乱獲など生物多様性を脅かす行為を規制するとされていた。さらには、熱帯材の輸入など、生物種の生息地域外で指定された生物多様性を脅かすような行為も規制の対象とすることなどが盛り込まれていた。また、遺伝資源などから得られる利益の配分については、資源が存在する国に生物多様性の主権を認め、利用者は得られた利益の中から資金を拠出して基金を創設し、この基金によって途上国での生物多様性保全を進めるという、これまでにない仕組みの創設も提案されていた。

こうしたなかで、1987年には、国連環境計画（United Nation Environment Program：UNEP）が生物多様性のための国際条約作りを目指すことを決め、専門家会合を作り、条約の内容や具体的な案文を検討する状況が生まれたのだった。その内容に関しては、上記のように様々な要素が盛り込まれることで、かなり複雑な内容として構成されている。

生物多様性条約の作成には利害関係が複雑に交錯しており、途上国側は自国の生物多様性の所有権を主張して、それを利用することによって得られる利益を公平に配分する国際的な仕組みを作り、バイオテクノロジーなどの生物多様性の利用に関する技術移転の促進を求める立場を強調した。こうした発展途上国と、生物多様性保全に対する途上国の責任を追及する先進国とが対立していた経緯が続いていたが、1992年に「環境と開発に関する国連会議（United Nations Conference on Environment and Development：以下、UNCEDと略す）」（リオサミット）の開催直前の5月にケニアのナイロビで開かれた最後の条約交渉会議で、生物多様性条約（Convention on Biological

Diversity、以下、CBD と略す) の採択が行われた。1992年6月に開催中に署名が開始され、日本は6月13日に署名を行った。1993年12月29日に発効要件を満たしたことで、条約は発効された。

CBD の目的は「生物多様性の保全」、「生物多様性の持続可能な利用」、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」である。CBD では、生物多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルに分けている。

生物多様性の保全は、生息域を含んだ形での生物種の保全であり、生息域や生物を保護したり、使わずに保存したりすることである。

生物多様性の持続可能な利用は、自然資源の元本を減らさない形で利用することを示し、後の世代も、今の世代と同じような形で使い続けられることを意図している。これは、今の生物多様性を利用しているだけではなく、将来世代の人が資源をどのように使い、同じような選択の自由を確保していくための目標と捉えることもできる。生物多様性は、一度失ってしまった場合、同じ生物多様性を作ることはできず、その遺伝情報、生態系での役割は失われしまうことになる。

利益の公正かつ衡平な配分は、生物資源を保有していた国と、それを利用した国で、資源へのアクセスを促進し、その成果として得られた利益について、両国が納得いくようなシステムを構築することが目的である。この場合での「利益」とは、「金銭的価値」だけではなく、知識や技術移転などの「非金銭的利益」も含まれている。このようにCBDの目的には、生物多様性を保護することや保存することは当然ながら入っているが、それ以上に経済的要素が含まれていることがきわめて重要であり、興味深い点である。

CBD と関連する機関では、条約第25条「科学上及び技術上の助言に関する補助機関」に基づいて設立された科学技術助言補助機関 (Subsidiary Body on Scientific, Technical and Technological Advice: SBSTTA) がある。これは、条約の実施状況について科学技術的な見地から COP 及び他の補助機関に対して助言を行うことを任務とするもので、他には、CBD-COP10の決定を契機に2012年4月に設立された生物多様性及び生態系サー

ビスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services: 以下 IPBES と略す）ができています。これは生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化することを目的としておりつくられたものである。またそれ以外にも条約実施補助機関会合（Subsidiary Body on Implementation: SBI）があり、これは CBD-COP12 の決定により条約の構造とプロセスを効率化するために設立され、条約の実施を常に評価する上で締約国を支援することを目的としている。

3-2. 生物多様性条約のこれまでの経緯

CBD の COP は 2016 年 12 月にメキシコで CBD-COP13 が開催された。CBD-COP1 から CBD-COP13 の間には、遺伝子組み換え生物等の国境を越える移動に関する手続き等を定めた国際的な枠組みであるカルタヘナ議定書が採択されたり、遺伝子資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書が採択されたりしている。

CBD-COP では、戦略目標を採択している。2002 年の CBD-COP6 で、「締約国は 2010 年までに、地球、地域、国レベルで、貧困緩和と地球上すべての生物の便益のために、生物多様性の現在の損失速度を顕著に減少させる」という戦略計画（2010 年目標）が採択された。だが、その戦略計画（2010 年目標）は達成することができなかった。そのために、2010 年に愛知県で開催された CBD-COP10 では、愛知目標が採択された。愛知目標は、生物多様性の損失を止めるためのポスト 2010 年目標（2011-2020 年）であり、2050 年までの中長期目標、2020 年までの短期目標及び 20 の個別目標がある。20 の個別目標のうち、「目標 12：絶滅危惧種の絶滅が防止される。」とあり、CITES との関連性も考えられる。

CBD-COP13 では、2015 年を目標年にしていた、目標 10（脆弱な生態系への悪影響の最小化）及び目標 17（生物多様性国家戦略の策定・改定）については、目標が達成できないことが確認された。また愛知目標達成のために

農林水産業および観光業を含む様々なセクターにおける主流化に向けて、ステークホルダーの関与が求められた。

近年では、合成生物学などの科学技術による生態系への影響などについての議論には、そのような科学技術をもつ企業なども、会議に参加している。

CBD での会議の経緯は表2にまとめた通りだが、CBD は既存の条約を補う形で成立した背景もあり、さまざまなテーマが議論されてきた様子がわかる。

表2. 生物多様性条約の開催結果

第1回	(1994年、バハマ) 1995年から1997年まで、締約国会議が取り組むテーマの選定(中期作業計画)。科学上及び技術上の助言に関する補助機関の活動の開始。事務局の運営機関の指定。等
第2回	(1995年、インドネシア) クリアリング・ハウス・メカニズム(Clearing-House Mechanism: 以下CHM ⁷⁾ と略す)の2年間の試行的作業の開始の決定。条約の実施状況に関する国別報告書を1997年6月までに提出することの決定。海洋生物多様性について、バランスの取れた、包括的な検討を進めていくため、専門家会合の開催を含め、その中心的役割を事務局長に委ねた作業計画の採択。等
第3回	(1996年、アルゼンチン)CHMに関する地域ワークショップの開催。中期作業計画についての意見(締約国会議の活動、中期作業計画の全般的レビュー等)を1997年3月31日までに提出すること。COP4の期日決定に伴い、国別報告書の提出期限が1997年6月30日から1998年1月1日に延期。等
第4回	(1998年、スロヴァキア)CHMの実施状況のレビュー。条約第8条(j)(原住民の知識)の運用。等
第5回	(2000年、ケニア)カルタヘナ議定書政府間委員会(ICCP)の作業計画。遺伝資源へのアクセスと利益配分のガイドラインの作成。条約第8条(j)の議論への原住民の参加の重要性。等
第6回	(2002年、オランダ)「対話から行動へ」を主題に行動を展開していく基盤を築き、ひとつの大きな節目の会議。遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドラインの採択。各締約国が、生物多様性の観点から環境影響評価や戦略的環境アセスメントを行う際の指針を与えるガイドライン案の採択。等
第7回	(2004年、マレーシア)生物多様性の持続可能な利用に関するアディスマバ原則およびガイドラインの採択。生物多様性とツーリズムの開発に関するガイドラインの採択。等
第8回	(2006年、ブラジル)2010年目標の達成に向けた条約の実施状況の評価の枠組み、生物多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励すること、条約の実施における他の条約や機関等との協力等について議論。等
第9回	(2008年、ドイツ)2010年目標の達成状況を評価するための地球規模生物多様性概況(Global Biodiversity Outlook : GBO3)を2010年5月に公表することで合意。都市及び地方自治体と生物多様性についての初めての決定。等

第10回	(2010年、日本) 新戦略計画・愛知目標 (ポスト2010年目標 (2011～2020年)) 採択。遺伝資源のアクセスと利益配分 (ABS) に関する名古屋議定書採択。プッシュミート (野生動物の肉) の適正な利用、アデイスアベバ原則・ガイドラインの実施、SATOYAMA イニシアティブの推進などを含む決定の採択。等
第11回	(2012年、インド) プッシュミート (野生動物の肉) の利用に関する小委員会の改正勧告が、「生物多様性の持続可能な利用に関するアデイスアベバ原則及びガイドライン」を補足するものとして歓迎。原住民の社会の伝統的知識の保存などについて議論。等
第12回	(2014年、韓国) 2020年までに目標を達成するために必要となる主要な行動のセットとして5つの議題 (愛知目標中間レビュー、生物多様性と持続可能な開発、条約実施の支援、他条約との協力、資源動員) の決定を平昌ロードマップとするとの議長の方針が示された。
第13回	(2016年、メキシコ) 愛知目標 (戦略計画2011-2020) の達成に向けた進捗状況の確認、合成生物学等、生態学的または生物学的に重要な海域、花粉媒介者、侵略的外来種、伝統的知識、能力開発等の生物多様性に関する幅広い事項について議論がなされた。

(外務省 (2016/12/28) を基に筆者作成)

4. 2つの条約をめぐる課題

CBDは、CITESをはじめ生態系に関係する既存の条約では補いきれないところを補う意味で枠組み条約である。だが、CBDでの議論が政策に活かされても目標が達成されずにいることが多く、環境問題の解決のためには大きな進展がみられないように思われる。

一方、CITESには附属書掲載という厳しい規定があるので、附属書に掲載されている種を保護する気運が継続的に進展しつつある。そのような意味でも、CBDとCITESは大きな違いがある。また、近年のCITESの会議において重要視されてきたことは、附属書掲載種の生息地が被る人間の生活や生計等についての議論へと入っており、住民生活と自然・野生生物保全との両立可能性（持続可能な利用）という重要課題がクローズアップされている点が注目される。

CITES-CoP17に参加しての印象では、「持続可能な利用（sustainable use）」という概念が国によって意味合いが異なって、使われていることをよく感じた。ワシントン条約下での議論では、ゾウに関連する議題は長年にわたり継続しており、ある国ではゾウを捕殺し、そのゾウから得られる象牙等を売却することで得られる利益で保全の費用が得られる持続可能な利用と、一方、ゾウを捕殺せずに観光に役立て、観光から得られる利益で保全の費用が得られる持続可能な利用という考え方が対立していた。同じ種の生き物であっても、政策的対応や生息地により事情が異なっていることが明らかになっている。

多くの条約が成立してきたことで、棲み分けが行われている個所もあるが、他の条約と関連している問題を別々の場で話し合われることが多くなっている側面もある。しかし、近年の生物多様性と関係している条約では、条約間連携というものが締約国会議の議題に含まれ、報告等が行われている点は評価すべき動きである。

条約間の連携は重要課題であり、実際にCITES-CoP17では、組織と多国間環境協定の議題の中に、他の生物多様性と関連する条約との協力（文書

番号：CoP17 Doc.14.1)、野生生物犯罪と闘うコンソーシアム (International Consortium on Combating Wildlife Crime：以下 ICCWC と略す) (CoP17 Doc.14.2)、南極の海洋生物資源の保存に関する委員会 (Commission for Conservation of Antarctic Marine Living Resources：CCAMLR) (CoP17 Doc. 14.3)、IPBES (CoP17 Doc.14.4)、他組織との協力 (CoP17 Doc.14.5)、生物多様性の世界植物保全戦略との協力 (CoP17 Doc.14.6 (Rev.1)) という 6つの文書が組み込まれていた。

また、途上国の国々からは、自然資源の利用に関して制限がされている中で利益をどのように得て、保全していくのかという声や要求が強くなるように見受けられる。また「持続可能な利用」という同じ言葉でも、違う捉え方がされていることもあり、それらの言葉の意味をきちんと理解し、使用しなくてはいけない場面が多く生じている。そうした点から、CITES と CBD の大きな違いについては、今後とも注意を払っていきたい。

CBD に関係する持続可能な利用という論点は、遠洋漁業などであれば他国との関係もあるが、基本的には農業や沿岸漁業などにおいては主に自国内での持続可能な利用ということでの対処可能である。一方、CITES の場合は、附属書に掲載されている種というのは国をまたいだ取引によって影響を受ける種である。そのため、附属書掲載種というのは一国だけの問題ではなく、取引に関わる国の問題も含まれることで国際関係に直結している。

CBD は、大きな枠組み条約という性格からコンセンサスで採択されたとしても、法的拘束力をもつものではない。だが、附属書掲載種の取引規制ができる条約として CITES はある。しかし、附属書掲載だけの話し合い以上に、附属書掲載種の生息地で生活する人々の生計の問題等に踏み込むことでいろいろと課題が生じている。こうした状況をふまえることによって、CBD が行っている保全をめぐる取り組みを、限定的ではあるが CITES の規制にからめて行うことによって、持続可能な利用の実現と環境問題への解決を両立させる方向へと向かうことが可能となると考えられる。この点に関しては、今後の重要課題としてさらなる掘り下げをしていきたいと思う。

おわりに

さまざまな環境問題がある中で、野生動植物の問題というのは、目に見える形で減少や増加が分かる問題である。だが、野生動植物の減少にはさまざまな理由があり、生息地破壊をはじめ、環境の変化などによっても減少する。それらの理由には直接的なものだけでなく、間接的なものまで含めると多くの要因が考えられる。

環境問題を解決するためには、現場での活動のみならず、自治体、国などの政策、さらには国家間による取決めにあたる国連や、条約等で議論された決議等などがある。自治体、国など各レベルでの政策は、国連や、条約等での決議を基に作成することもある。他方、各レベルでの政策というのは、現場での活動にも影響を与える可能性がある。

このことは、国連や条約などと、現場の活動というのは、一見離れているようにも見えるかもしれないが、国連や条約の決議は現場の活動にも影響を与えており、環境問題を解決するためには、現場の活動だけではなく、各国間の取り決めをする国連や条約等というのも重要であり、それぞれの役割を果たすことが重要である。

本研究では、CITES と CBD という条約を取り上げ、持続可能な利用という面から考察した。CITES は国際取引に関する条約であり、CBD は生物多様性に関する枠組み条約である。また CITES と CBD はともに人間が野生動植物を利用するという視点が含まれている条約である。ともに同じ視点が含まれていることもあり、CITES だけでは補えない点を、CBD という他の条約と連携することは大きな意味がある。

今後、条約の締約国会議では、持続可能な利用や、地域コミュニティという言葉が重要なキーワードとなる。それらを実際に行うためには、条約間連携や、条約と生物に関わる組織等との連携が重要であり、生物多様性に関する環境問題の解決になると思われる。

註

- ⁽¹⁾ CITES の締約国会議 (Confenrence of the Parties) の表記は CoP とし、CBD の締約国会議の表記は COP とする。
- ⁽²⁾ アディスアババ原則ならびにガイドラインの行動原則は、①支援政策、法律、制度が統治のあらゆるレベルで整備され、それらの各段階で効果的な連携が存在すること。②国際／国内法と整合した統治の枠組みの必要性を認識し、生物多様性構成要素の地元利用者は、当該資源の利用に対して責任を持つという権利を得ることによって、十分な力を与えられ、支援されなければならない。③生息地の衰退を助長するよう市場をゆがめる国際並びに国内政策、法律、規則や、あるいは生物多様性の保全と持続可能な利用を損なうような誘因を特定し、除去または緩和すること。④次の項目に基づく適切な管理を実践すること。a) 科学と伝統的並びに地元の知識。b) 利用、環境並びに社会経済的影響、使われる資源の状態を監視することによって導かれる、くりかえし、かつ時宜にかなった透明性のあるフィードバック。かつ、c) 監視手続によって得られる時宜にかなったフィードバックに基づいて、調整された管理。⑤持続可能な利用管理の目標と実践では、生態系のしくみ、構造、機能およびその他の生態系の構成要素に対する悪影響を回避するか、または最低限に抑えること。⑥生物多様性の利用と保全のすべての側面についての学際的研究を促進し、支援すること。⑦管理の空間並びに時間的規模は、利用とその影響の生態的並びに社会経済的規模と両立すること。⑧多国間の意思決定と協調が必要な場合の国際協力の取り決めが存在すること。⑨利用に関係する管理と統括の適切なレベルに総合的かつ参加型の手法を適用すること。⑩国際並びに国内政策では次の項目を考慮に入れること。a) 生物多様性の利用から派生する現在および、潜在的な価値。b) 生物多様性の持つ内在的その他の非経済的価値。c) 価値と利用に影響を与える市場の力。⑪生物多様性構成要素の利用者は、廃棄物と環境への悪影響を最小限に抑え、利用による便益を最大限活用するよう追求すること。⑫生物多様性の利用並びに保全と共に暮らし、それによって影響を受ける先住民並びに地元の共同体が必要としていることは、生物多様性の保全と持続可能な利用に対する彼らの寄与と合わせ、それら資源の利用に

よって生じる便益を公平に分配することである。⑬生物多様性の管理と保全の費用は管理地域内で内部化し、利用によって生じる便益の配分に反映させること。
⑭保全と持続可能な利用に関する教育並びに啓発計画を実施し、利害関係者と管理者の間およびそれらの内部で、より効果的な伝達方法を開発すること。(トラフィックイーストアジアジャパンのワシントン条約決議13.2の訳)

- (3) Nasi, R. et al (2008) . “Conservation and use of wildlife-based resources: the bushmeat crisis. Secretariat of the Convention on Biological Diversity, Montreal, and Center for International Forestry Research (CIFOR), Bogor. Technical Series no.33” 6 ページより著者翻訳。
- (4) トラフィックイーストアジアジャパンの決議13.11訳を基に作成。TRAFFIC は、CITES が発効したのを受け翌1976年に設立し、以来、IUCN と WWF (World Wild Fund For Nature : 世界自然保護基金) の共同事業として、世界中に拠点を構えており、CITES 事務局との協力関係を築いている。トラフィックイーストアジアジャパンは、TRAFFIC の日本事務所
- (5) 提案14はナミビアのアフリカゾウの個体群の注釈におけるナミビアへの言及を削除、提案15は附属書Ⅱに掲載されているジンバブエのアフリカゾウの個体群の注釈を削除し、制限のない掲載に改正。
- (6) トラフィックイーストアジアジャパン (TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN) の翻訳を基に作成。
- (7) クリアリングハウスメカニズム (CHM) とは、生物多様性に関わる多数の情報について互いに持っている情報の交換・流通を促進していくためのメタデータ検索システム。

参考文献

井田徹治『生物多様性とは何か』、岩波書店、2010年6月

阪口功『地球環境ガバナンスとレジームの発展プロセス ワシントン条約と NGO・国家』、国際書院、2006年2月

中野秀樹、高橋紀夫編『魚たちとワシントン条約—マグロ・サメからナマコ・深海サンゴまで』文一総合出版、2016年3月

Nasi, R. et al, "Conservation and use of wildlife-based resources: the bushmeat crisis. Secretariat of the Convention on Biological Diversity, Montreal, and Center for International Forestry Research (CIFOR), Bogor. Technical Series no.33", 2008

外務省 (2016/10/20) 「ワシントン条約 | 外務省」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/wasntn.html>, 2016/11/22閲覧

外務省 (2016/12/28) 「生物多様性条約 (生物の多様性に関する条約: Convention on Biological Diversity (CBD)) | 外務省」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/bio.html>, 2017/1/12閲覧

環境省生物多様性ウェブサイト (公表・更新年不明) 「愛知目標」

<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/>, 2017/1/25閲覧

経済産業省 (公表・更新年不明) 「ワシントン条約 (CITES) (METI/ 経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/06_wawashingt/index.html, 2016/10/9閲覧

トラフィックイーストアジアジャパン (公表・更新年不明) 「決議8.3『野生生物取引の利点の認識』」

<http://www.trafficj.org/aboutcites/res0803txt.html#8.3>, 2016/10/9閲覧

トラフィックイーストアジアジャパン (公表・更新年不明) 「決議13.2『生物多様性の持続可能な利用: アデイスアベバ原則並びにガイドライン』」

<http://www.trafficj.org/aboutcites/res1302txt.html#13.2>, 2016/10/9閲覧

トラフィックイーストアジアジャパン (公表・更新年不明) 「決議13.11『ブッシュミー ト』」

<http://www.trafficj.org/aboutcites/res1311txt.html#13.11>, 2016/10/9閲覧

